全特協 「働き方改革」に関する意見

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒は、増加の一途を辿っています。徐々に条件整備は整いつつありますが、学校において、担当する教員が少数であるために、学校内で孤立したり、専門性を高める研修を実施することが困難であったりすることがあります。特別支援学級においては、同じ校内にあっても通常の学級と日程や時程が異なり、大多数の通常の学級と同じ時間帯で休憩・休息をとることが難しい場合があります。また、通級による指導は、法改正されたものの1人の教員がかなり多くの児童生徒を担当している場合もある状況です。多くの担当教員が自校の児童生徒だけではなく、他校の児童生徒も対象にしている場合がほとんどです。このような状況には、管理職の特別支援学級や通級による指導に対する理解も大きく影響していきます。以下、教員の勤務にかかる課題について挙げます。

I 特別支援学級における課題

1 児童・生徒の実態把握にかかる時間

対象となる児童・生徒の障害の状態は多様であり、実態把握を丁寧に行う必要がある。関係する医療機関・福祉機関、保護者等、多面的に情報を収集し整理することを個別に行うため、児童生徒数は多くはなくとも時間をかける必要がある。

2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成にかかる時間

実態把握した内容から、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する。新学習指導要領においても、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画が義務づけられた。一人一人に応じた個別の指導計画を作成し、評価していくためにかなりの時間を費やしている。

3 教材作成にかかる時間

効果的な指導を行うためには、児童生徒の一人一人の状態に応じた教材開発が重要である。 同じ教材を使い回すことや、毎年同じ教材を使うことは児童生徒の実態に合わないため、教 材準備や作成には、かなり時間をかけている。

4 教科書採択にかかる時間

特別支援学級では、教科書として検定本ではなく、一般図書を採択できることになってい

るが、毎年同じものではなく、一人一人の状態に応じて採択するため、検定本のみを教科書 としている通常の学級と異なり、何を教科書として採択するかの検討に時間がかかる。

5 教員同士の連携に関する打ち合わせにかかる時間

特別支援学級は、複数の担任がチームを組んで指導する場合が多いが、その際、1時間ご との打ち合わせが必要であり、実際の授業以外に時間が必要である。

6 介助員や支援員との打ち合わせにかかる時間

教員以外に、介助員や支援員が配置されている場合があり、様々な場面で役割分担を明確 にしておくことが必要である。授業前後の打ち合わせに時間がかかる。

7 保護者との連携にかかる時間

児童生徒の障害の状態は多様であり、通常の学級に比べ、保護者と連携していかなければならい頻度は高い。

8 教員が出張や休暇を取りにくい状況

特別支援学級は担当する教員も少なく、障害に対する理解も必要なので、通常の学級のように替わりに担当する教員を充てることが難しく、研修で出かけにくかったり、休暇をとりにくかったりすることがある。

Ⅱ 通常の学級との連携における課題

1 交流及び共同学習の準備にかかる課題

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を充実させていかなければならないが、活動のための計画の作成や、児童生徒の実態に応じた教材・教具の工夫、特別支援学級の担任の引率などに時間がかかる。

2 障害の理解推進にかかる時間

交流及び共同学習を推進するために、通常の学級の児童生徒に対し障害の理解推進を図る ことが大切である。その際、特別支援学級の担任が関わることが多い。

3 特別支援教育コーディネーターとしての役割にかかる時間

特別支援学級の担任は、障害に対する専門性があることから、学校全体の特別支援教育コーディネーターの役割を担うことも多く、かなりの時間をかけている。

4 専門性を高める研修にかかる時間

特別支援学級の担任は、障害に対する専門的な知識を身に付けるため、研修を継続することが必要である。しかし、学校内では、同じ立場にある教員は少なく、校内での研修は難しい。校外で受ける研修が必要となってくるが、担当する児童生徒の授業があり、研修を受けるために出張することが難しい。

Ⅲ 通級による指導における課題

1 巡回による指導にかかる時間

通級による指導は、義務教育標準法の改正により、今後さらに増えていく可能性が大きい。 各地域で工夫された通級による指導が実施されているが、通級による指導を受ける児童生徒 が通うことが困難な場合、教員が児童生徒の在籍している学校を巡回して指導を行う場合も ある。指導する時間以外に、教員が移動する時間がかかる地域もある。

2 教員一人あたりの担当児童生徒数

義務教育標準法の改正により、教員1人あたりの担当児童生徒数は13人となったが、現 状では、それ以上の児童生徒数を担当し、時間外に勤務をしている状況がある。

3 時間外の指導にかかる時間

通級による指導を受ける児童生徒の状況により、指導時間が放課後に設定される場合があり、担当教員の指導時間が長くなることがある。

4 通級による指導を受けている児童生徒の在籍学級担任との連携にかかる時間

通級による指導を受けている児童生徒の状態改善のためには、その児童が在籍している学級の担任と連携を密にし、通常の学級における課題に対応していく必要があるが、一人一人の児童生徒の学級担任との連携を密にして、指導を行う必要があり、担当する児童生徒数は多くなくとも、連携に費やす時間がかかる。